

旧優生保護法による被害について

早期の謝罪と補償を求める院内集会

【無料・事前申込不要】

【日時】 2018年6月6日(水) 午後5時～6時30分

【会場】 参議院議員会館102号室
(東京都千代田区永田町2-1-1)

裁判当事者全員の声を聞く、初めての院内集会です！

旧優生保護法による不妊手術等の被害について、日に日に国民の関心が高まっています。この法律が多くの人権を侵害してきた事実を多くの人が知るに至っています。国も実態調査に動き、国会は被害救済に向けた検討を開始します。少しずつ、被害者からの声が上がっています。

今年1月30日は仙台の佐藤さん（仮称）が、5月17日には、札幌の小島喜久夫さん、仙台の飯塚さん（仮称）、東京の北さん（仮称）が国に賠償を求めて裁判を起こしました。被害救済に向けた大きな波が起きています。公的な記録のない人がほとんどであることを考えれば、記録のない人の被害救済もはかられなければなりません。一方で、被害者の年齢を考えれば一刻の猶予もありません。

被害当事者の声にじっくりと耳をかたむけていただき、多くの被害者が声をあげられない現状を踏まえながら、早期の謝罪と補償を求めていきましょう！

次第（予定）

- 17:00～17:15 全国優生保護法被害弁護団から報告
- 17:15～18:00 被害当事者4名から
- 18:00～18:30 意見交換

問い合わせ：優生保護法被害東京弁護団 担当：弁護士 関哉直人

TEL：03-5501-2151 FAX：03-5501-2150

≡≡≡ 一人でも多くの救済を！ 一人でも多くの支援を！ ≡≡≡